

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和2年1月15日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時59分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 一般傍聴者
なし
- 7 会議に付した事件
継続調査（医療局関係）
「医師の働き方改革について」
- 8 議事の内容

○神崎浩之委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

本日の会議に先立ち、医療局から県立病院職員の非違事案について、発言を求められております。

本日は、閉会中の委員会であり、現地調査としていることから、医療局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、医療局職員を入室させ、発言を許したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、医療局長から発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷医療局長 冒頭にお時間をいただき、大変申しわけございません。

医療局において、先般発生しました職員の飲酒運転の不祥事についておわびを申し上げますとともに、その内容と今後の対応等について御報告させていただきます。

本事案の内容でございますが、大船渡病院に勤務する看護職員が12月19日の職場忘年

会等におきまして、大船渡市内の飲食店で、午後7時半から翌日午前1時頃まで飲酒した後、会場近くの駐車場に停めていた車で帰宅しようと運転をいたしまして、大船渡市内の民家の庭に突っ込んでいくという事故を起こしたものでございます。

駆けつけた警察官から呼気検査を求められ、検査の結果、基準値を超えるアルコール、呼気1リットル中0.30ミリグラムが検出され、道路交通法違反で検挙されたものでございます。

職員による飲酒運転の事案につきましては、昨年の4月24日の県立中央病院の医師、10月25日の県立南光病院の臨時運転技士の事案に引き続くものでございます。

医療局におきましては、不祥事の防止に取り組んでいる中、このような事案が再び発生いたしましたことは、極めて遺憾であり、この場をかりて、議員並びに県民の皆様に深くおわび申し上げます。

医療局ではこれを受け、直ちに事務局長及び総看護師長等会議を開催いたしまして、全所属において、道路交通法の遵守と再発防止について、改めて指導徹底を図るよう指示したところでございます。説明は以上でございますが、職員の不祥事が発生いたしましたことを、私ども、深刻に受けとめているところでございます。再発防止に努め、今後一層、県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○**名須川晋委員** よくある事案だと思います。今回の件では、飲んで休息をしたがアルコールが抜けていない状況で運転したということではありますが、私は、アルコールチェッカーを自宅に準備し、飲んだ次の朝に検査をして、アルコールが抜けていなければ出発をおくらせたりして対応しています。さほど飲んでいないようでも、体調によっては翌日に残っている場合もあります。

そこで、アルコールチェッカーを自宅に準備し、各自確認して出勤させるなど、再発防止策はとられているのか伺います。

○**一井職員課総括課長** 今回の事案は、飲酒後そのまま運転をしたという事案でございます。各所属については、さまざまな指導をしており、アルコールチェッカーを含めて必要なときに利用するよう指導しているところでございます。

○**名須川晋委員** 休まないでそのまま運転したということは、悪質な事案だと思います。よくあるのが、朝残っている事案について、最も気を付けなければいけないと思います。ぜひとも、アルコールチェッカーを自宅に準備して確認するということが、そのような事案を防止する手段だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**千葉伝委員** アルコールチェッカーは、何種類かあるのですか、値段はどの程度するものですか。

○**一井職員課総括課長** メーカーも値段も色々あるようです。数千円から高いものまであるように聞いております。利用している職員もおります。買えるような機器が売られているようです。

○千葉伝委員 何万円もするのでは全職員がそろえるのは難しいと思います。何千円単位であれば可能かとも思います。

○小野共委員 看護師に対しての処分までのスケジュールを教えてくださいませんか。

○一井職員課総括課長 今回の事案については、警察の捜査中であります。我々のほうで、本人及び同席した職員を含めて事実確認をしております。それに基づいて警察の処分が出る前に、本人が全てを認めているとすれば処分を進めていきたいと考えております。今までの一般的な事案であれば、概ね1か月から2か月程度で処分するような流れで進めております。

○小野共委員 警察の処分が出る前に、本人との話し合いの中で、医療局の方で処分を決定するというものもあるということですか。県警の処分がどのような処分であろうと、医療局と本人との話し合いで処分を決定してしまうことがあるということですか。

○一井職員課総括課長 警察の処分が出る前に、処分をすることはあり得ます。ただし、事実の関係で、本人が認めていないなどのケースがあれば、警察の処分を待って行いますが、今回のケースのように、本人も認めて、ほかに勘案する要素がない場合は、処分をしている事案もあります。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 以上をもって、医療局からの報告を終わります。

医療局の皆様は、退席されて結構です。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、医師の働き方改革について、現地に出向いて調査を行います。

このため、現地調査後、議事堂に戻った時点で散会とさせていただきたいと思っておりますので御了承願います。

〔「医師の働き方改革について」現地調査を実施〕